

第9期

2024-2026

吹田健やか年輪プラン 概要版

(吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)



1 第9期計画の概要

1 計画策定の趣旨

第9期計画（2024-2026）期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎え、85歳以上人口は急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれています。これらの状況を見据え、第9期計画の基本指針においては、「介護サービス基盤の計画的な整備」「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進」がポイントとして掲げられています。

これらの動向を踏まえ、第8期計画（2021-2023）の検証及び見直しを行うとともに、高齢者等の生活と健康に関する調査などを踏まえ、「第9期吹田健やか年輪プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」を策定しました。

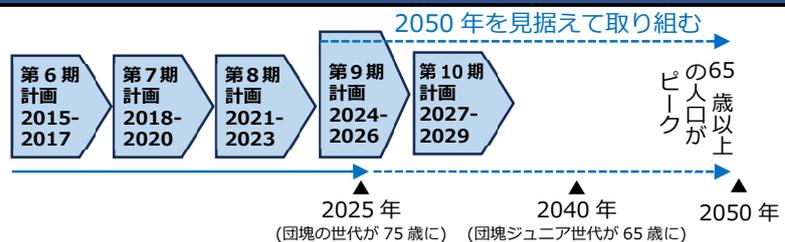
なお、第9期計画では、65歳以上人口のピークを迎える2050年を見据え取り組んでいくこととします。

2 計画の法的位置付け

老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条第1項、認知症基本法第13条第1項

3 計画の期間

2024年度から2026年度まで



4 計画の策定方法

計画策定の機関	吹田市社会福祉審議会に諮問。同審議会に設置した高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会において調査審議。 庁内では、高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部会等において審議。
調査の反映	2022年度に65歳以上の市民を対象とした高齢者等の生活と健康に関する調査を実施し、これらの調査結果を計画策定に反映。
市民意見の聴取	計画策定機関の市民や介護保険サービス事業者の意見、高齢者等の生活と健康に関する調査における被保険者の意見聴取、介護保険サービス事業者への調査やパブリックコメントを実施

5 計画の進捗管理

本計画は、吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会及び庁内組織である吹田市高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部において、PDCAサイクルに基づき、各施策の進捗管理を行います。

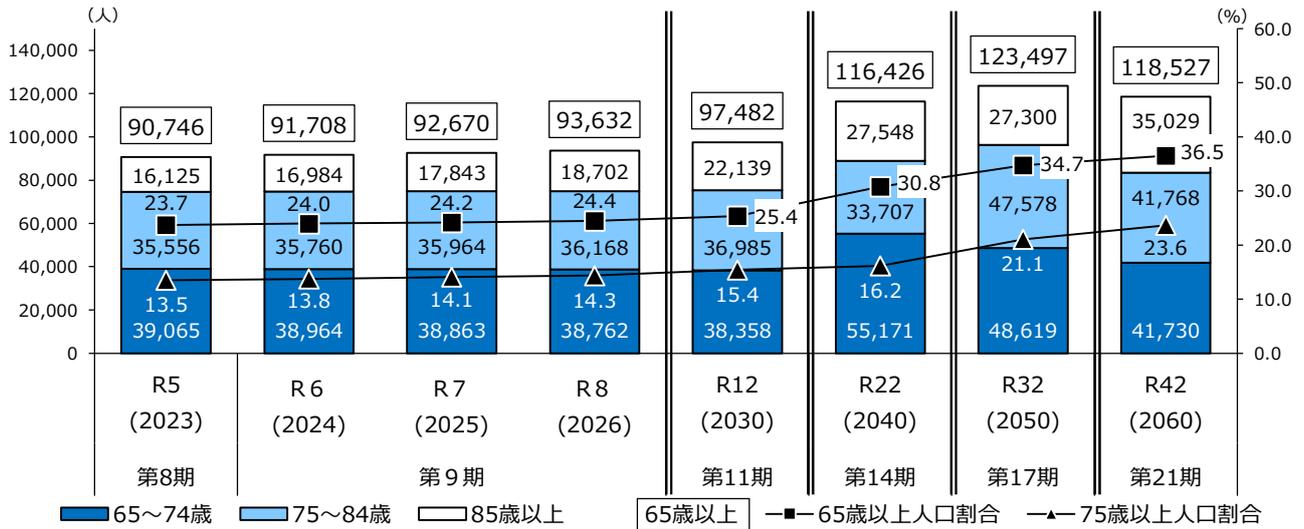
2 高齢者を取り巻く状況

1 65歳以上人口及び割合の実績及び推計

65歳以上人口は、2050年まで増加していく見込みです。

また、総人口に占める65歳以上人口の割合及び75歳以上人口の割合は、一貫して増加する見込みです。

【65歳以上人口及び割合の実績及び推計】

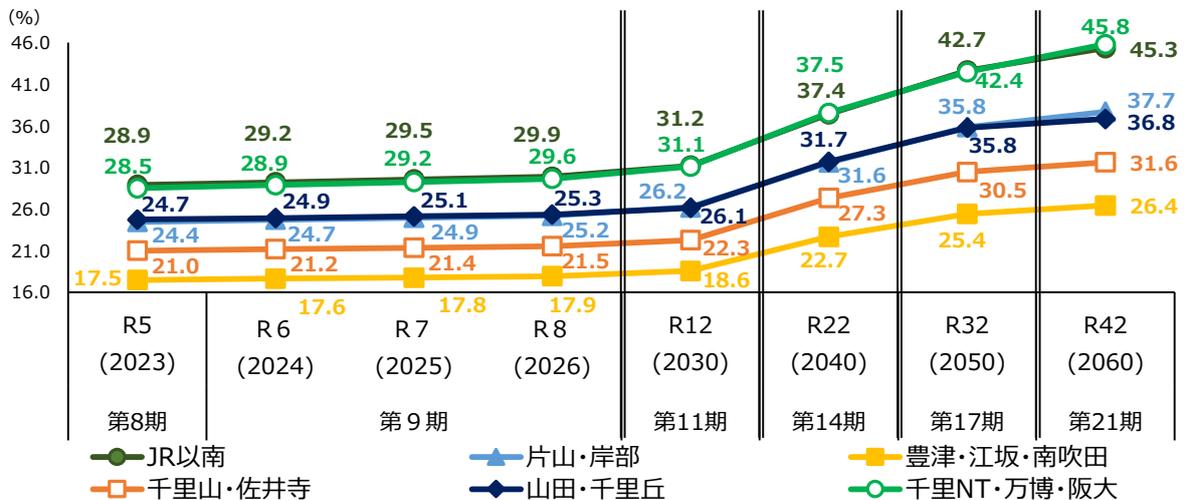


※2023年は住民基本台帳（9月末現在）による実績、2024年以降は吹田市総合計画に基づく人口推計を元に、住民基本台帳の実績から推計。

2 サービス圏域別 65歳以上人口割合の実績及び推計

2023年時点では、JR以南地域と千里ニュータウン・万博・阪大地域の2つの圏域が高く、約3割が高齢者となっています。2050年・2060年には豊津・江坂・南吹田地域を除くすべての地域で3割を超える見込みとなっています。

【サービス整備圏域別 65歳以上人口割合の実績及び推計】



※資料：2023年は住民基本台帳（9月末現在）による実績、2024年以降は吹田市総合計画に基づく人口推計を元に、住民基本台帳の実績から推計。

3 地域別にみる65歳以上の方の状況

(1) 65歳以上の方の人数等(2023年9月末日現在)

総人口、65歳以上の方の人数が最も多い地域は山田・千里丘地域ですが、総人口に占める65歳以上の割合が最も高い地域はJR以南地域となっています。

要支援・要介護認定者数が最も多い地域は千里ニュータウン・万博・阪大地域ですが、要支援・要介護認定率が最も高い地域はJR以南地域となっています。

山田・千里丘地域

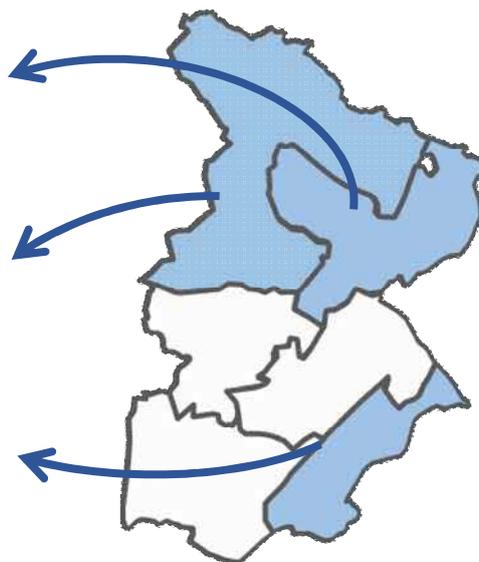
総人口	83,665人
65歳以上の方の人数	20,681人

千里ニュータウン・万博・阪大地域

要支援・要介護認定者数	4,817人
-------------	--------

JR以南地域

65歳以上人口の割合	28.9%
要支援・要介護認定率(第1号)	25.8%



(2) 地域づくりへの参加意向(高齢者等の生活と健康に関する調査(2022年度))

地域づくり活動へ参加者としての参加意向がある方の割合が、最も高い地域は、豊津・江坂・南吹田地域で、次に高いのは山田・千里丘地域です。

お世話役としての参加意向がある方の割合が最も高い地域は、豊津・江坂・南吹田地域で、次に高いのは千里山・佐井寺地域です。

山田・千里丘地域

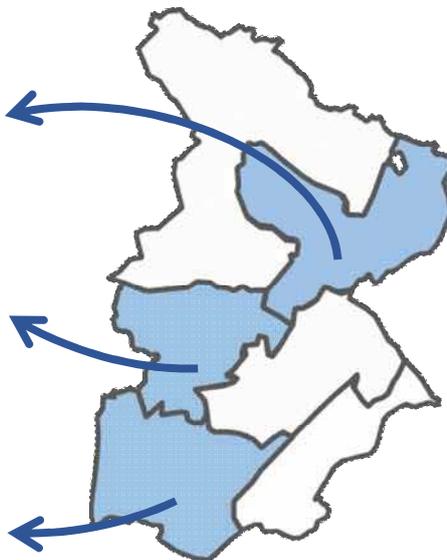
参加者としての参加意向あり	57.9%
お世話役としての参加意向あり	34.8%

千里山・佐井寺地域

参加者としての参加意向あり	56.5%
お世話役としての参加意向あり	34.9%

豊津・江坂・南吹田地域

参加者としての参加意向あり	60.2%
お世話役としての参加意向あり	35.5%



(3) 1人暮らしの65歳以上の方（高齢者等の生活と健康に関する調査(2022年度)）

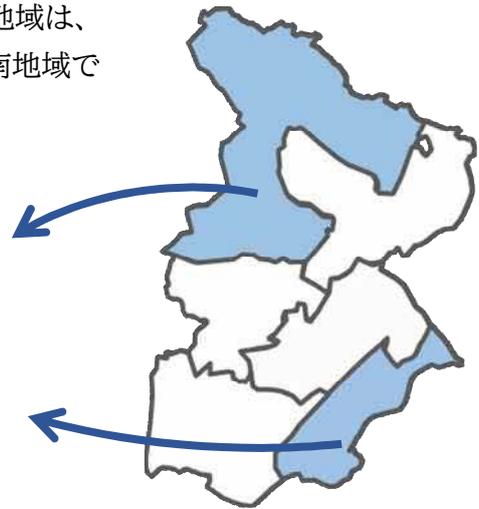
1人暮らしをしている65歳以上の方の割合が、最も高い地域は、千里ニュータウン・万博・阪大地域で、次に高いのはJR以南地域です。

千里ニュータウン・万博・阪大地域

1人暮らしをしている方の割合 26.2%

JR以南地域

1人暮らしをしている方の割合 24.3%



(4) 外出を控えている方（高齢者等の生活と健康に関する調査(2022年度)）

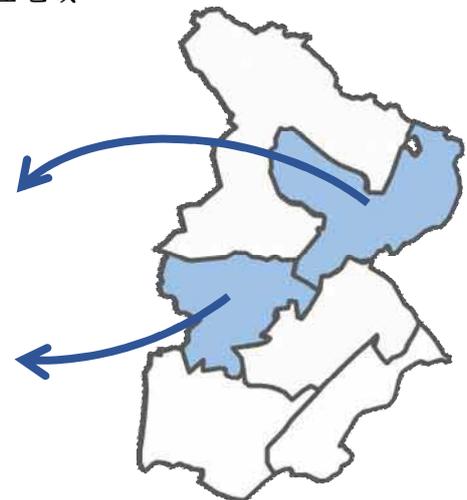
外出を控えている方の割合が最も低い地域は、山田・千里丘地域で、次に低いのは千里山・佐井寺地域です。

山田・千里丘地域

外出を控えている割合（低い） 36.9%

千里山・佐井寺地域

外出を控えている割合（低い） 39.8%



(5) 地域包括支援センターの認知度（高齢者等の生活と健康に関する調査(2022年度)）

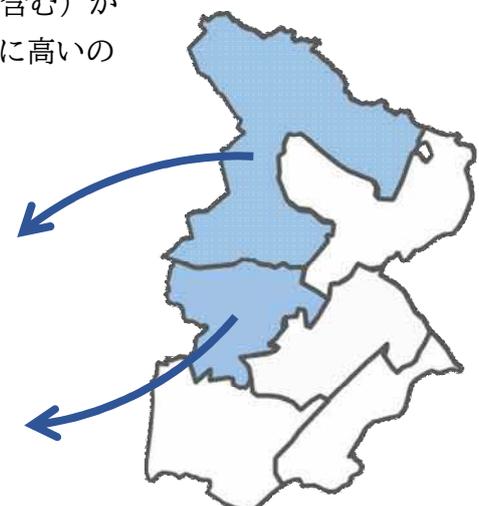
地域包括支援センターの認知度（現在利用していない方も含む）が最も高い地域は、千里ニュータウン・万博・阪大地域で、次に高いのは千里山・佐井寺地域です。

千里ニュータウン・万博・阪大地域

地域包括支援センターの認知度 43.1%

千里山・佐井寺地域

地域包括支援センターの認知度 41.9%



※(2)は「高齢者調査」、(3)～(5)は「高齢者調査」「要介護認定者調査」（ウェイトバック集計）による

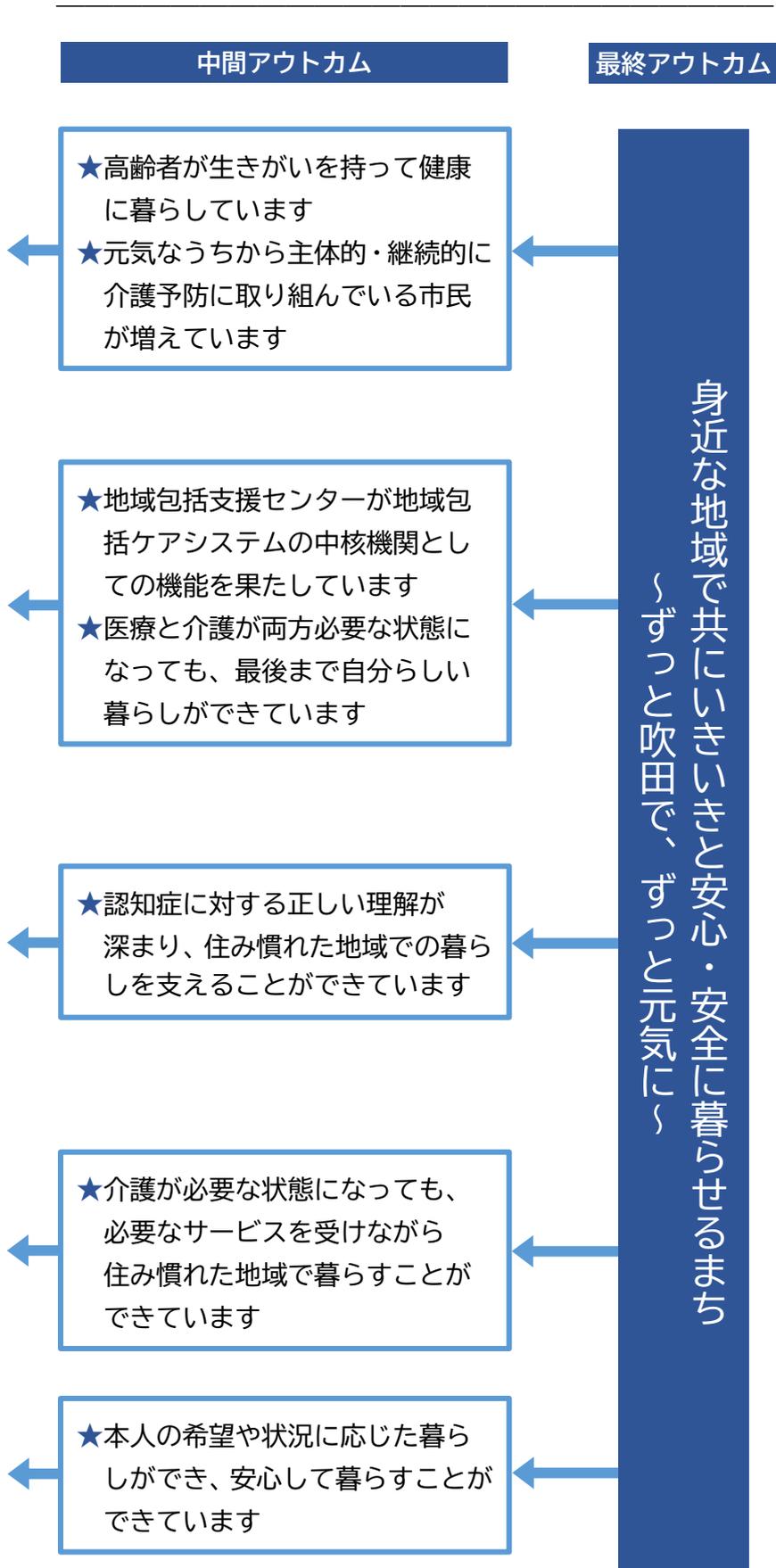
3 第9期計画の基本理念

本計画では、計画の体系を考えるにあたり、ロジックモデルを作成しました。

2050年の吹田市の姿

初期アウトカム

<p>基本目標1 生きがいと健康づくり・介護予防の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者自身が主体的に生きがいづくりを行っています ○生涯学習活動に取り組む高齢者が増えています ○多様な地域活動を行うことにより、地域コミュニティの形成が図られています ○就労機会の確保ができています ○高齢者が自らの目的や体力等に応じたスポーツ活動に取り組んでいます ○健康づくりの推進が図られています ○介護予防に関心を持ち、介護予防事業に参加する市民が増えています ○元気なうちから主体的・継続的に介護予防に取り組んでいる市民が増えています ○効果的・効率的な介護予防事業が実施されています
<p>基本目標2 地域における支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムの中核的な機関としての機能を果たしています ○より地域に密着したところで相談支援が実施されています ○高齢者を地域で見守る体制と高齢者の状態に応じた包括的なケアを行える体制が構築されています ○高齢者自身が、生活支援の担い手として活動し、地域で支え合う関係ができています ○在宅医療と介護の連携や、在宅医療推進のための環境づくりが進み、医療機関と介護サービス事業者などのネットワークができています ○医療と介護が両方必要な状態になっても、最期まで自分らしい暮らしができています ○在宅療養等に関する啓発や情報発信、相談支援が充実し、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の定着が図られています
<p>基本目標3 認知症施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○身近なところで支援の情報を得ることができています ○認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れが周知できています ○認知症の人を地域全体で見守り支えています ○認知症の早期発見・早期対応ができ、必要な医療や介護保険サービスにつながっています ○認知症に対する正しい理解が深まり、見守り・声かけや居場所づくりなどの活動に取り組んでいます ○身近な地域で相談し、集える場所が確保されています ○連携支援や、相談機能などが充実し、住み慣れた地域での暮らしを支えることができています
<p>基本目標4 生活支援・介護保険サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援型ケアマネジメントの考え方が浸透・定着しています ○在宅での安心した生活の確保が図られています ○安心して暮らせる在宅福祉サービス等を提供し、地域での自立した暮らしを支えています ○家族介護者の負担や不安が軽減しています ○介護保険制度に関する情報提供や低所得者支援が充実し、安心して必要な介護保険サービスを利用できています ○介護保険サービスの継続的な質の向上と介護保険制度の持続可能な運営が図られています ○介護が必要な状態になっても、必要なサービスを受けながら住み慣れた地域で暮らすことができています
<p>基本目標5 安心・安全な暮らしの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の希望や状況に応じた暮らしができています ○バリアフリーのまちづくりが進んでいます ○防災・防犯の取組が充実し、安心して暮らすことができています ○高齢者の権利が守られ、尊厳ある暮らしを送ることができています



■本計画のロジックモデルは、2050年における将来像である「身近な地域で共いきいきと安心・安全に暮らせるまち～ずっと吹田で、ずっと元気に～」を最終的な成果である「最終アウトカム」として設定し、これを大きく5つの要素に分解した理想像を「中間アウトカム」、さらに細かく分解した理想像を「初期アウトカム」として示しています。

■本市がめざす具体的な理想の姿である「初期アウトカム」を達成するための施策を「基本目標」「施策の方向」として設定しています。

■ロジックモデルとは、事業の立案や評価を行う際に用いられる枠組み・考え方の1つで、「こうしたら(活動の結果＝アウトプット)」「こうなった(結果から得た成果＝アウトカム)」という因果関係について、最終的な成果までを段階的に示した論理構成図です。

4 第9期計画の施策の展開と目標の指標

基本目標1 生きがいと健康づくり・介護予防の推進

施策の方向1 生きがいづくりの推進

高齢者がいきいきと暮らしていけるよう、高齢者が生きがいを持ってさまざまな活動に参加できるようにするとともに、就労の機会が確保できるよう支援します。

施策の展開

(1) ◎	集いの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者生きがい活動センター、高齢者いこいの家において、高齢者の生きがいづくり、世代間交流等に寄与するサービスを展開。 ● 介護予防推進員養成講座受講者の更なる増加を目指すとともに、受講者に対し、集いの場活動での運営に協力を求める。
(2)	学習・社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学びを通じてさまざまな生涯学習の契機となり、人生をより豊かにするための教養を深める「学びの場」として生涯学習吹田市民大学（大学連携講座）を実施。
(3) ◎	地域活動参加への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● アクティブシニアの活動のひとつとして、生活支援体制整備事業と連動した取組を進める。 ● e コミマップと市の情報サイトであるすいた年輪サポートナビを活用し、市民に広く周知。

※表中の◎の施策は今後3年間で重点的に取り組む「重点取組」です（以降すべて）。

施策の方向2 生涯を通じた健康づくりの推進

高齢者が健やかに暮らし続けることができるよう、積極的な健康づくりを推進するとともに、健康診査や各種検診、口腔ケアなどを通じて高齢者自らが健康管理を行えるよう支援します。

施策の展開

(1)	生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民体育館での高齢者スポーツ教室をはじめとしたさまざまなプログラムの提供と、スポーツ施設の利用の促進に努める。
(2) ◎	健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康無関心層を含む全ての市民を対象に、くらしにとけこむ健康づくりを推進。 ● 北大阪健康医療都市（健都）に集積する民間企業や研究機関との連携により、健都ならではの健康づくりの知見を生み出すとともに、先駆的な取組の全市展開をめざす。
(3) ◎	生活習慣病対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種検（健）診について、SNS等の新たな手法による効果的な受診勧奨を行い、受診率の向上を図る。 ● 疾病予防、タバコ対策、若い世代からのフレイル予防等、青年期以降の健康づくりの情報提供や啓発を実施。
(4)	歯科口腔保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「吹田市歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、市民の歯と口腔の健康づくりを推進し、オーラルフレイル予防についてより幅広い年代に一層の周知に取り組む。
(5) ◎	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	<ul style="list-style-type: none"> ● フレイル予防を推進し、75歳で医療保険者が移行する後期高齢者への切れ目のない支援を行う。 ● KDB データや高齢者の人口推移等から健康課題の分析や事業評価を実施し、課題に応じた事業を展開。
(6)	その他疾病対策等	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者のインフルエンザや肺炎球菌感染症の定期接種を市内の予防接種協力医療機関にて実施。

施策の方向3 介護予防事業の充実

高齢者自らが自身の身体や心の状態を確認し、主体的・継続的に介護予防事業に参加できるよう、高齢者への意識啓発を図ります。

住民主体の介護予防活動を実施する団体を支援するとともに、地域で活動する介護予防推進員の養成を進めます。

介護予防に関する市域全体の課題を把握し、民間企業等と連携した効果的・効率的な介護予防事業となるよう充実を図ります。

施策の展開

(1) ◎	介護予防の 普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市報やホームページ、SNS 等を活用し、介護予防に関する情報発信を積極的に行う。 ●多くの方が参加できるよう介護予防教室を身近な会場で展開。
(2) ◎	住民主体の 介護予防活動支援 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ひろばde体操について、各地域包括支援センターの圏域で2か所以上（最大3か所まで）実施できるよう支援するとともに、活動を継続できるよう支援。 ●いきいき百歳体操を継続するグループに対し、医療専門職等の派遣によるフォロー講座の実施やモチベーションアップのための体力測定結果のフィードバック、グループ交流や表彰等による活動継続支援を行う。
(3)	介護予防事業の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防に関する相談会やパネル展示など、民間企業等と連携しながら推進。

コラム 1 高齢者が活動できる施設

高齢者生きがい活動センター、高齢者いきいの間、高齢者いきいの家において、高齢者が教養を深め、交流し、心身の健康増進を図っています。ぜひご利用ください。

高齢者生きがい活動センター



交流サロン、生きがい教室、多目的室等があり、情報検索用パソコン等を設置。各種講座の開催も。

住所:津雲台 1-2-1
千里ニュータウンプラザ 5 階
電話:06-6155-2155
FAX:06-6155-2177
ホームページ
<http://suita-ikigai.org/>



高齢者いきいの家



和・洋室、多目的ホールがあり、健康機器やカラオケ等を設置。各種講座の開催も。

住所:岸部中 1-24-11
電話:06-6337-6361
FAX:06-6337-6362
ホームページ
<http://suita-roukyou.jimdofree.com/>



高齢者いきいの間



小学校区ごとに1か所設置。(市内35か所)
地域の高齢者の教養・親睦を深める場となっています。

ホームページ
<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018656/1018659/1014410.html>



未来（2050年）を見据えた第9期計画の指標

「★」は「高齢者等の生活と健康に関する調査」に関する指標。「※」は2022年度末実績。

施策の方向	施策の展開	指標	第8期実績	第9期目標		
			2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
1	(1) (2)	生きがいがある高齢者★	73.7%	—	70.0%以上	—
1	(1) (2)	高齢者生きがい活動センター利用者数	46,566人※	51,601人	52,505人	53,410人
1	(2)	地区公民館主催講座延べ受講者数（一年度）	26,677人※	56,896人	57,465人	58,039人
1	(2)	シルバー人材センター会員数	1,951人※	1,990人	2,020人	2,050人
1	(3)	いきいきした地域づくり活動に参加者として「参加意欲がある」高齢者★	59.8%	—	70.0%	—
2	(1)	成人（20～84歳）の週1回以上の運動・スポーツ実施率【市民意識調査】	44.3%※	—	—	65.0%
2	(2) ～ (6)	生活習慣を改善するつもりはない人の割合	男性 28.4%※ 女性 20.4%※	男性 26.2% 女性 18.0%	男性 25.6% 女性 17.5%	男性 25.0% 女性 17.0%
3	(1)	健康の保持・増進や介護予防のために、心がけていることが「特にない」高齢者★	4.0%	—	0%	—
3	(2)	ひろば de 体操 実施箇所数	21か所※	23か所	24か所	25か所
3	(2)	いきいき百歳体操 実施グループ数 参加者数（活動支援1回目）	163グループ※ 2,231人※	179グループ 2,311人	187グループ 2,351人	195グループ 2,391人
3	(2)	介護予防推進員 登録者数	123人※	143人	163人	183人
3	(3)	75歳以上高齢者の要支援・要介護認定率	32.2%※	32.0%以下	32.0%以下	32.0%以下
3	(3)	85歳以上高齢者の要支援・要介護認定率	61.0%※	61.0%以下	61.0%以下	61.0%以下

コラム 2

フレイル予防のための体操

一般介護予防事業（吹田市民はつらつ元気大作戦）は、市のホームページで配信中。あなたに合った介護予防の取組を見つけてみませんか。



吹田市 はつらつ元気

検索

	強め	普通	弱め	運動の強さ
仲間とともに	はつらつストレッチ	立位	座位	柔軟性 UP バランス力 UP
	はつらつマーチ	立位	座位	心肺機能 UP
	すいた笑顔（スマイル）体操（高齢者版）	立位	座位	心肺機能 UP
	いきいき百歳体操（座位のみ）			筋力 UP

基本目標 2 地域における支援体制の充実

施策の方向 1 地域包括支援センターの適切な運営と機能強化

高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターの適切な運営及び機能の充実を図るとともに、関係機関やその他の相談窓口との連携を強化します。

施策の展開

(1) ◎	地域包括支援センターの適切な運営と機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的な会議や研修を通じて、職員のスキルアップやフォロー体制の充実等、業務負担軽減について継続的に取り組む。 ● すべてのセンターが地域に根ざした、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を果たせるよう、後方支援・総合調整を実施。
(2) ◎	相談窓口の周知・充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地域包括支援センターが地域活動や圏域の民間事業所との連携を強化し、市民に身近な総合相談窓口としての機能を発揮。 ● 地域包括支援センターが市民にとってより身近な存在になるよう、出前講座、認知症サポーター養成講座等の場を活用するとともに、さまざまな機会を通じてちらし等を配布するなど、周知に努める。

施策の方向 2 地域での支え合い機能の強化

地域の団体や民間企業、NPO、ボランティアなどの地域の多様な主体とも連携し、重層的なネットワークの構築を進めます。

施策の展開

(1) ◎	相談支援の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援体制整備事業の進捗に合わせ、複合的な課題を抱える世帯全体への支援について、地域包括支援センターが関係機関と組織的に連携し、課題解決や介護家族者への支援に取り組む。 ● 重層的支援体制整備事業の進捗に合わせて、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会に設置しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の機能強化を進めるとともに認知度向上を図る。
(2)	地域における支え合い活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者見守り活動協力事業者との連携による見守り体制づくりとして、日ごろ、高齢者と関わりのある民間事業者にも日常業務を通じて見守り活動に協力してもらえよう事業周知を進める。
(3)	生活支援体制の整備に向けた仕組みづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域型生活支援コーディネーターが、地域型生活支援コーディネーターや地域住民等、CSW、地域包括支援センターと協働して、地域活動の創出をめざす取組を進める。

施策の方向3 在宅医療と介護の連携の推進

在宅療養支援に関わる医療機関と介護保険サービス事業者等の関係者の連携や顔の見える関係づくりを推進することで、在宅医療と介護を一体的に提供するための連携の仕組みづくりや在宅医療の環境づくりを推進します。

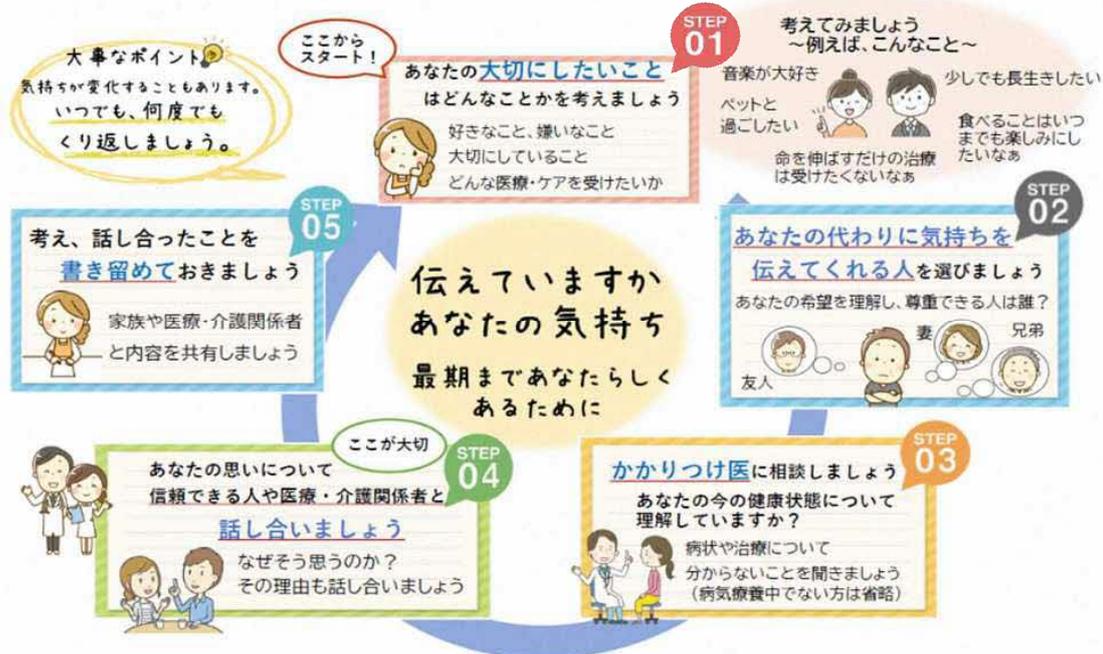
在宅医療と介護の連携や終末期医療、看取りについて市民に広く啓発し、在宅療養を推進します。

施策の展開

(1) ◎	在宅療養を 支えていくための 連携体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●医療と介護の連携した対応が求められる必要な4つの場面「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」に応じた目指すべき姿を設定し、各場面をテーマとして、医療・介護関係者を対象とした多職種連携研修会を実施。 ●人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の基本的な概念や具体的な支援方法について、医療・介護関係者に対する理解促進の取組を実施。
(2) ◎	在宅療養等について の市民啓発の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅療養や看取り、適切なサービス利用等についての理解を深める市民啓発を進める。また、啓発方法や内容を工夫するとともに、医療・介護関係者による主体的な市民啓発の展開を促す。 ●在宅医療についての理解の促進や、かかりつけ医等を持つこと、病床の機能分化と連携を踏まえた適切な受診行動の推奨、人生会議の推進等、市民の医療に対する意識の醸成を図る。

コラム 3 大切な人とあなたの「人生会議」

誰でもいつでも、命にかかわる大きなけがや病気をすることがあります。「人生会議」(ACP(アドバンス・ケア・プランニング))とは、人生の最終段階において希望する医療やケアについて自分自身で前もって考え、家族や医師などと繰り返し話し合い共有しておくことです。



人生会議の進め方

自分の希望や思いを理解してもらうため、年齢や健康状態にかかわらず、まずは家族や友人などと話し合い、気持ちの変化があれば、その都度話し合っていくことが大切です。

未来（2050年）を見据えた第9期計画の指標

「★」は「高齢者等の生活と健康に関する調査」に関する指標。「※」は2022年度末実績。

施策の方向	施策の展開	指標	第8期実績	第9期目標		
			2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
1	(1)	地域包括支援ネットワーク会議の開催・出席回数	496回※	510回	520回	530回
1	(2)	地域包括支援センターの認知度★	38.3%	—	50.0%	—
2	(1)	地域包括支援センターの相談件数	28,774件※	33,745件	36,230件	38,715件
2	(2) (3)	いきいきした地域づくり活動に企画・運営として「参加意向がある」高齢者★	36.1%	—	40.0%	—
3	(1)	入院時情報連携加算件数	1,497件※	1,533件	1,552件	1,571件
3	(1)	退院退所加算件数	568件※	621件	648件	675件
3	(1)	在宅療養支援診療所数	64か所※	65か所	66か所	67か所
3	(2)	かかりつけ医のいる高齢者★	81.6%	—	95.0%	—
3	(2)	かかりつけ歯科医のいる高齢者★	75.0%	—	90.0%	—
3	(2)	かかりつけ薬局を決めている高齢者★	63.3%	—	80.0%	—
3	(2)	人生の最終段階における医療について話し合ったことがある高齢者★	44.3%	—	45.0%	—

基本目標3 認知症施策の推進

施策の方向1 認知症についての啓発

認知症に対する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、啓発活動に努めます。

施策の展開

(1) ◎	身近な場所での認知症の情報の周知	<ul style="list-style-type: none">● ちらしの配布やホームページ、市報等のほか、世界アルツハイマー月間の機会の活用等、多様な方法で情報を発信。● 地域包括支援センターが若年性認知症の人も含めた相談窓口であることを、市報やホームページ、認知症ケアパスを通じて周知するとともに、医療機関との連携を進める。
(2)	認知症サポーターの養成	<ul style="list-style-type: none">● 市民や大学生、小・中学生、民間企業など、様々な人に向けた認知症サポーター養成講座の開催を積極的に進める。

施策の方向2 認知症の人とその家族への支援

若年性認知症の人を含む、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう、認知症についての情報提供や適切な支援を行うとともに、認知症の早期発見・早期対応に取り組みます。また、介護保険サービス事業者の専門的な相談支援などの実施に向けた働きかけを行います。

施策の展開

(1) ◎	早期発見・早期対応に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none">● 認知症の早期発見のため、さまざまな機会に認知症チェックリスト（簡易なチェックツール）や認知症ケアパスを積極的に活用。● ICTを活用した脳体力測定を実施する機会を持ち、気づきを促す取組を進める。
(2)	認知症の人とその家族への支援の充実	<ul style="list-style-type: none">● 徘徊高齢者SOSネットワーク、認知症老人徘徊感知機器の貸与（介護保険制度）の積極的な周知を図るとともに、認知症高齢者等支援対象者情報提供制度、運転免許自主返納等による支援対象者情報提供制度を活用。
(3)	身近な地域での相談や集える場所の確保	<ul style="list-style-type: none">● 認知症カフェについて、ちらしの配布やホームページへの掲載などの広報を行うほか、地域包括支援センター等とも連携し、必要な人が認知症カフェ等につながるよう、社会参加の機会の確保に取り組みます。

施策の方向3 効果的な支援体制の構築とケア向上の取組の推進

住民や事業者との連携により、認知症の人を見守り支え合う地域づくりを進めます。

認知症の人を見守り支え合う地域づくりの支援や認知症対応能力向上の取組への支援を行います。

施策の展開

(1) ◎	地域における見守り体制構築に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ●単一自治会やマンション単位等の小規模な徘徊高齢者捜索模擬訓練の実施に向けて、市報等で訓練の啓発を行うとともに、訓練を通じた地域ネットワークの構築を推進。 ●市内事業者に対して、認知症バリアフリー社会の実現に向けて作成された手引きの周知を行い、事業者における主体的な取組を促進。
(2) ◎	チームオレンジ等への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の人や家族のニーズを認知症サポーターや多様な支援者となぐ仕組みであるチームオレンジの構築を推進。 ●チームオレンジの設置のため、認知症サポーターステップアップ講座を引き続き開催。
(3)	認知症初期集中支援チームによる取組の推進	●認知症初期集中支援チームと支援機関等で役割分担を行い、複雑な課題を有している支援困難ケースを支援。また、認知症初期集中支援チームから介護関係者等に早期につなぐことで、地域における医療と介護が連携した認知症の人への対応力を強化。
(4) ◎	認知症地域支援推進員による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●病院等における認知症の人への対応や研修等の現状を把握し、医師や看護師等に対して認知症サポート医との連携による研修等を行う。 ●若年性認知症も含めた認知症の人やその家族などが、誰もが気軽に集まって交流ができる居場所である認知症カフェへの後方支援。
(5)	支援体制の質の向上	●全事業所に義務化された介護従事者の認知症介護基礎研修受講の状況を確認し、受講できていない事業所に対し受講するよう指導。

未来（2050年）を見据えた第9期計画の指標

「★」は「高齢者等の生活と健康に関する調査」に関する指標。「※」は2022年度末実績。

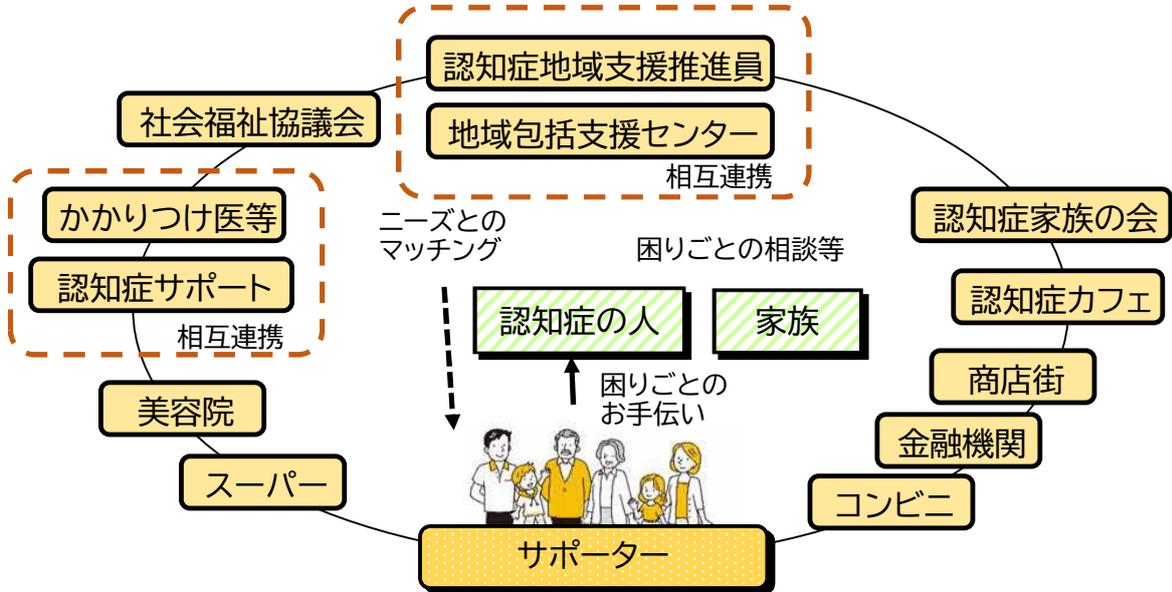
施策の方向	施策の展開	指標	第8期実績	第9期目標		
			2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
1	(1)	認知症に関する相談窓口の認知度★	23.9%	—	25.0%	—
1	(2)	認知症サポーター養成講座受講者数（年度末累積）	28,386人※	32,926人	35,196人	37,466人
2	(2)	みまもりあいアプリダウンロード数	7,799件※	9,400件	11,000件	12,700件
2	(3)	認知症カフェがある中学校区数	13校区※	18校区	18校区	18校区
3	(2)	チームオレンジ設置数	1件	6件	15件	15件
3	(3)	認知症初期集中支援チームが医療介護保険サービスにつないだ割合	94.7%※	90.0%以上	90.0%以上	90.0%以上

コラム 4 認知症の人・家族をみんなで支える

優しさつながるチームオレンジ

チームオレンジとは、地域において把握している認知症の人本人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みをいいます。

認知症の人本人が地域づくりの一員として、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの活躍の場を増やすことをめざしています。



サポーターの役割

- 見守り・声かけ、話し相手、外出支援、ボランティア訪問等
- 孤立しないための関係づくり(認知症カフェの同行・運営参加)
- 専門職へのつなぎ、必要な窓口の紹介等

詳細は市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018656/1018663/1032128.html>



認知症の人をみんなで見守る

徘徊するおそれのある高齢者等の衣服や持ち物に付けられる「みまもりあいステッカー」を配付し、徘徊高齢者等の早期発見やご家族の精神的負担の軽減を図っています。徘徊の恐れのある高齢者が持ち物等にステッカーを付けている場合、ステッカーに記載の番号に電話をすると家族等に直接つながります。

また、家族等の搜索依頼者が搜索依頼を配信すると、行方不明者の写真や特徴など、搜索依頼の情報を「みまもりあいアプリ」をダウンロードしたスマートフォンで受信できます。可能な範囲での搜索協力のため、気軽に利用していただけます。

ぜひ「みまもりあいアプリ」のダウンロードと登録（無料）をお願いします。



みまもりあいステッカー

みまもりあいアプリダウンロード



iPhone 版



Android 版

基本目標4 生活支援・介護保険サービスの充実

施策の方向1 自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着

自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着を図り、自立支援型ケアマネジメントの考え方に基づいて、利用者本人の気持ちを尊重し、残存能力を引き出せるようなケアプランをめざします。

施策の展開

(1)	自立支援型ケアマネジメントの啓発	●自立支援型ケアマネジメントを実践した当事者の発表や、当事者同士が交流できる機会を設ける等、自立支援型ケアマネジメントについて市民向けの意識啓発を行う。
(2) ◎	自立支援型ケアマネジメントの事業者への浸透・定着	●自立支援・重度化防止の積極的な取組の推進をめざし、市、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者等の意識の共有を進める。 ●自立支援型ケアマネジメント会議を継続して実施し、自立支援に資するケアマネジメント実践の定着と充実を図る。

施策の方向2 高齢者安心・自信サポート事業の充実

現行の訪問型・通所型サポートサービスに加え、多様な担い手や住民主体によるサービスの拡充に向けた検討を行います。

施策の展開

(1)	多様な主体による生活支援の充実に向けた支援	●高齢者安心・自信サポート事業において、従来の介護予防訪問介護と同等サービスである訪問型サポートサービスや生活行為の回復・向上に重点を置いた訪問型短期集中サポートサービスを実施。
(2)	通いの場の充実に向けた支援	●高齢者安心・自信サポート事業において、従来の介護予防通所介護と同等サービスである通所型サポートサービスを実施。

施策の方向3 在宅高齢者と家族介護者への支援

高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、必要な在宅福祉サービス等を提供します。

高齢者の介護に携わる家族の負担軽減のための支援及び介護離職防止に向けた取組を推進します。

施策の展開

(1)	自立した在宅生活への支援	●介護保険サービスとは別に、市独自で緊急通報システム事業、高齢者日常生活用具給付事業、救急医療情報キット配布事業、高齢者世帯声かけサービスを実施。
(2) ◎	家族介護者への支援の充実	●介護用品支給事業、高齢者・介護家族電話相談事業（高齢者サポートダイヤル）、徘徊高齢者SOSネットワーク等の高齢者在宅福祉サービスを提供するとともに、事業周知に努める。 ●地域包括支援センターは、気軽に相談できる窓口として機能するとともに、広く男性も参加しやすい地域活動の展開を支援する等、工夫に取り組む。
(3)	介護離職防止に向けた取組の推進	●重層的支援体制整備事業の進捗に合わせ、複合的な課題を抱える世帯全体への支援も含め、離職防止の支援も視野に地域包括支援センターが関係機関と連携して課題解決に取り組む。

施策の方向4 介護保険サービス利用者の支援の充実

介護保険サービスを必要とする人が安心して利用できるよう、介護保険制度に関する情報提供の充実を図ります。また、所得を理由に介護保険サービスの利用が制限されることのないよう、低所得者への支援を行います。

施策の展開

(1)	介護保険制度の情報提供の充実	●吹田市介護保険に関する冊子「介護と予防」の普及・啓発に努め、介護保険制度改正年度には、外国語版や点字版、音声版を作成。
(2)	低所得者支援の充実	●災害による大きな損害を受けた場合や失業・長期入院等で大きく収入が減少した場合など、介護保険料の納付や利用料の支払いが困難になった場合に介護保険料及び利用料の減免を行う。

施策の方向5 介護保険制度の持続可能な運営に向けた取組の推進

介護人材確保策を推進し、介護人材の確保・定着とサービスの質の向上に取り組むとともに、介護給付適正化を計画的に実施することで、介護保険制度の持続可能性を確保します。

介護保険施設に入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者の解消及び家族の介護を理由とした離職の防止をめざし、介護保険サービスの必要量について整備目標を設定し、サービス提供体制の充実に努めます。

施策の展開

(1)	◎ 介護人材確保策の推進	●介護人材の資質の向上と確保・定着を促進するため、職員の研修や資格取得に取り組む介護保険サービス事業者を支援。 ●幅広い世代の多様な人材の参入促進のため、ハローワーク等と連携し、合同面接会や説明会、介護の仕事の魅力を発信するセミナー等を行う。
(2)	介護保険サービスの質の向上と介護給付適正化	●介護保険サービス事業者から提出された自主点検表及び事故報告書並びに事業運営に関する記録等を基に運営指導や集団指導等を行い、介護保険制度に基づく適正な運営及びサービスの質の確保・向上を図る。
(3)	◎ 地域密着型サービス等の整備	●認知症高齢者グループホームや、在宅生活を支え、医療を必要とする利用者のニーズにも柔軟に対応できる看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進める。

コラム 5 介護事業者の情報は「すいた年輪サポートナビ」で

「すいた年輪サポートナビ」では、介護保険サービス事業者等の基本情報や空き情報のほか、医療機関の情報などを検索できます。

自分の住む地域にある事業者や施設の空き情報などを調べる際にご活用ください。

すいた年輪サポートナビ

検索



<https://carepro-navi.jp/suita>



未来（2050年）を見据えた第9期計画の指標

「★」は「高齢者等の生活と健康に関する調査」に関する指標。「※」は2022年度末実績。

施策の方向	施策の展開	指標	第8期実績	第9期目標			
			2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
1	(1)	広報インセンティブ付与件数	居宅	1事業所※	3事業所	6事業所	10事業所
			通所型	2事業所※	4事業所	9事業所	15事業所
			訪問型	1事業所※	2事業所	4事業所	6事業所
1	(2)	自立支援型ケアマネジメントを十分に理解している事業者【自立支援型ケアマネジメント研修アンケート】	75.0%	100%	100%	100%	
2	(1)	訪問型サポートサービス事業所数	124事業所※	126事業所	128事業所	130事業所	
2	(2)	通所型サポートサービス事業所数	93事業所※	94事業所	95事業所	96事業所	
3	(1)	救急医療情報キット延べ配布数	16,647人※	17,847人	18,447人	19,047人	
3	(3)	介護を理由に退職した介護者★	12.4%	—	0%	—	
4	(1)	ポータルサイト「すいた年輪サポートなび」アクセス数	102,736回※	111,816回	116,652回	121,698回	
4	(2)	「社会福祉法人等による利用者負担軽減事業」の実施申出をしている市内の社会福祉法人	48.1%※	80.0%	100% 新規参入の法人は必須	100%	
5	(1)	人材不足を感じている介護保険サービス事業所の割合（訪問介護員） 【吹田市介護保険サービスにかかる事業所・従業者実態調査】	87.9%	—	—	72.4%	
5	(1)	人材不足を感じている介護保険サービス事業所の割合（介護職員） 【吹田市介護保険サービスにかかる事業所・従業者実態調査】	61.5%	—	—	50.6%	
5	(2)	受けている介護保険サービスに満足している利用者の割合★ ※全体を通しての満足度	56.9%	—	60.0%以上	—	
5	(3)	認知症対応型共同生活介護 整備箇所数	19か所※	22か所			
5	(3)	看護小規模多機能型居宅介護 整備箇所数	2か所※	3か所			
5	(3)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 整備箇所数	3か所※	4か所			

基本目標5 安心・安全な暮らしの充実

施策の方向1 高齢者の住まいの安定確保に向けた支援

高齢者が、住み慣れた家で暮らし続けられるよう、住まいの改修を支援します。また、所得や介護の必要性に応じ、適切な住まいを自身で選べるよう、情報提供や相談支援を行います。

施策の展開

(1)	住み慣れた家で暮らし続けるための支援の提供	●住宅改修や福祉用具の貸与・販売等、高齢者の住まいのバリアフリーに関する取組を介護保険制度に沿って実施。
(2)	◎ 高齢者向け住まいの支援	●経済的困窮や社会的孤立などさまざまな生活課題を抱える高齢者に対し、吹田市居住支援協議会により、住まい探しの相談から入居後の生活支援まで、包括的かつ継続的な支援を行う。 ●大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システムを活用し、入居しやすい民間賃貸住宅や居住支援活動を行う団体などの情報を提供し、高齢者の住まいに関する相談に対し適切に支援。
(3)	高齢者向け住まいの供給と質の確保・向上	●サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームについて、関係部署間で連携を図りながら、立入検査や集団指導を通じ、提供されるサービスの質の確保・向上を図る。

施策の方向2 安心・安全な生活環境の推進

高齢者をはじめ、すべての人が暮らしやすいバリアフリーのまちづくりを進めます。

施策の展開

(1)	バリアフリー化の推進	●新たに、更なるバリアフリー事業の推進を目的とした、移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及びバリアフリー基本構想を策定。
(2)	交通安全の推進	●運転免許に関する相談に対しては、高齢者運転免許自主返納制度や、大阪府交通対策協議会による高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知を図るとともに、サポート制度への市内事業者の参画を得られるよう働きかけを行う。

施策の方向3 防災・防犯の取組の充実

災害時の安全対策として、自主防災組織等の地域の防災力の向上と、要援護者支援のための取組を進めます。消費者被害や特殊詐欺被害から市民を守るための啓発を進めるとともに、高齢者福祉施設等における防災・防犯の取組を推進します。

施策の展開

(1)	地域における防災力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の結成を促すため、自主防災組織に対して、その活動及び防災用資機材整備に要する経費に係る自主防災組織活動支援補助金の交付や、地域が主体となった防災訓練の実施に向けた支援を実施。
(2)	減災に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での防災講座や訓練、イベント等を実施するとともに、ホームページや市報等を活用し、減災への取組について市民に啓発。
(3)	地域における防犯力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者に対する犯罪の傾向など犯罪状況や防犯対策の知識に触れる機会を提供し、防犯意識の高揚を目的とした防犯講座を実施。
(4) ◎	消費者被害や特殊詐欺被害の防止に向けた取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページや公式 SNS、市報への消費生活センター便りの掲載等、様々な媒体を活用し啓発情報の発信を行う。 ●吹田市特殊詐欺等被害防止対策連絡会議において、被害状況や手口などについて、庁内外の機関と情報共有、啓発情報の発信を行う。
(5) ◎	高齢者福祉施設等における防災・防犯・感染症対策への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者利用施設において避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されたことから、対象となる全施設において、避難確保計画の作成をめざす。 ●災害発生時における利用者の安全確保のため、高齢者福祉施設等が、防災マニュアルの策定や防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進が図れるよう指導を行う。

施策の方向4 権利擁護体制の充実

高齢者が尊厳ある暮らしを送ることができるよう、権利擁護の取組を進めます。

施策の展開

(1) ◎	高齢者虐待防止に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●養護者による高齢者虐待は支援が長期化する等、支援の内容は個別性が高い傾向があることから、地域全体で支援していくことを視野に、関係室課とも連携し、高齢者虐待に準じる複合的な課題を抱える事例への対応力を高める。 ●市が養護者による高齢者虐待防止マニュアルの整備や地域包括支援センターの社会福祉士による会議等を開催し、適切に後方支援を行うことで、地域包括支援センターにおける相談支援のスキルアップに努める。
(2)	成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年度（2024年度）設置予定の成年後見制度利用促進に係る中核機関と地域包括支援センター等が連携し、成年後見制度の周知と利用促進を始めとする高齢者の権利擁護について、重層的に取り組む。

未来（2050年）を見据えた第9期計画の指標

「★」は「高齢者等の生活と健康に関する調査」に関する指標。「※」は2022年度末実績。

施策の方向	施策の展開	指標	第8期実績	第9期目標		
			2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
1	(2)	吹田市居住支援協議会の相談件数	28件/年 (2023年9月末時点)	200件/年		
2	(1)	バリアフリー重点整備地区内の主要な生活関連経路などの整備延長	15.7 km※	17.3 km		
3	(1)	自主防災組織活動支援補助金活用率	69.0%※	100%	100%	100%
3	(2)	住宅用火災警報器設置率★	69.2%	—	100%	—
3	(4)	特殊詐欺被害件数	115件※	0件	0件	0件
4	(1)	高齢者虐待について理解できていない介護者の割合	20.4%	—	0%	—
4	(2)	成年後見制度認知度	29.7%	—	40.0%	—

コラム 6 個別避難計画を作しましょう

個別避難計画とは

「個別避難計画」は、災害時に本人や家族だけで安全な場所までの避難が難しい人（災害時要援護者）が、災害時にどこに避難（在宅避難を含む）したらよいのか、どのような避難行動をとればよいのか、避難する際にどのような支援が必要なのか等を記載した行動計画書です。

避難についてあらかじめ検討し、準備しておくことで、実際に災害が発生した際の円滑な避難につながります。記入できる範囲で構いませんので、一度、個別避難計画を作成してみませんか。

災害時要援護者の方については、作成したら一部コピーし、コピーした物を市に提出ください。災害時要援護者以外の方は、作成したら各ご家庭で保管し、災害時の対策としてご利用ください。

ホームページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017894/1017909/1028949.html>



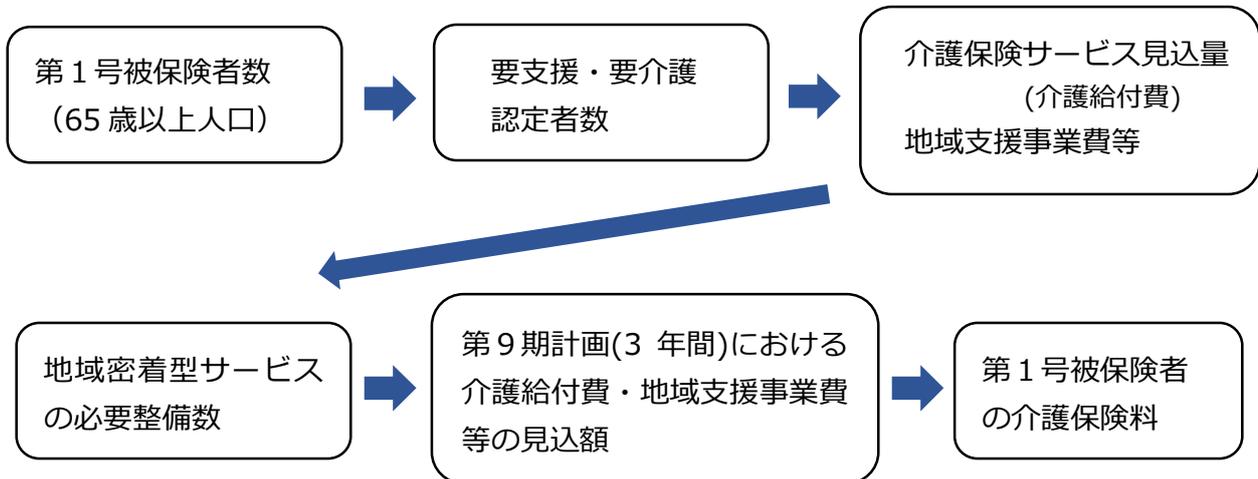
災害時要援護者とは

75歳以上のみの世帯や独居の方など一定の要件を満たす方で、災害時要援護者名簿への登録の申出があった方を指します。平常時から名簿情報を提供してもよいと同意された方の名簿情報については、要援護者の支援に関する協定を市と締結した地域支援組織に同意者名簿として提供され、平常時から顔の見える関係づくりや訓練などの要援護者支援の取組に活用されます。

5 介護保険サービスの見込量と保険料

1 第1号被保険者の介護保険料

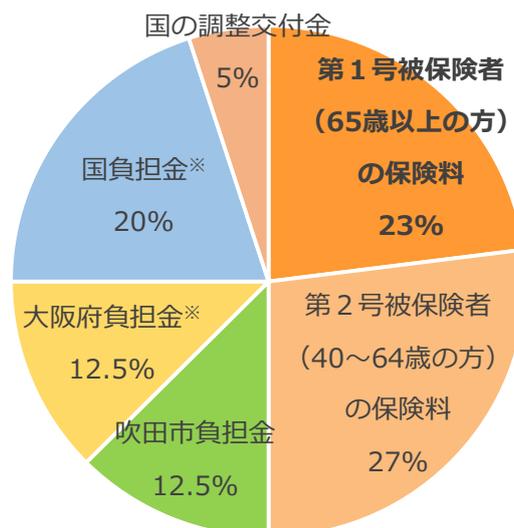
次の手順で、これまでの要支援・要介護認定者の認定率や介護保険サービスの利用状況等をもとに、介護保険サービス見込量を推計し、第1号被保険者の介護保険料を見込みます。



2 介護保険給付費の財源構成

介護給付費は、サービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費で負担します。第9期計画（2024-2026）においては、第1号被保険者（65歳以上の方）に介護給付費の23%を保険料として負担していただきます。

【介護給付費の負担割合】

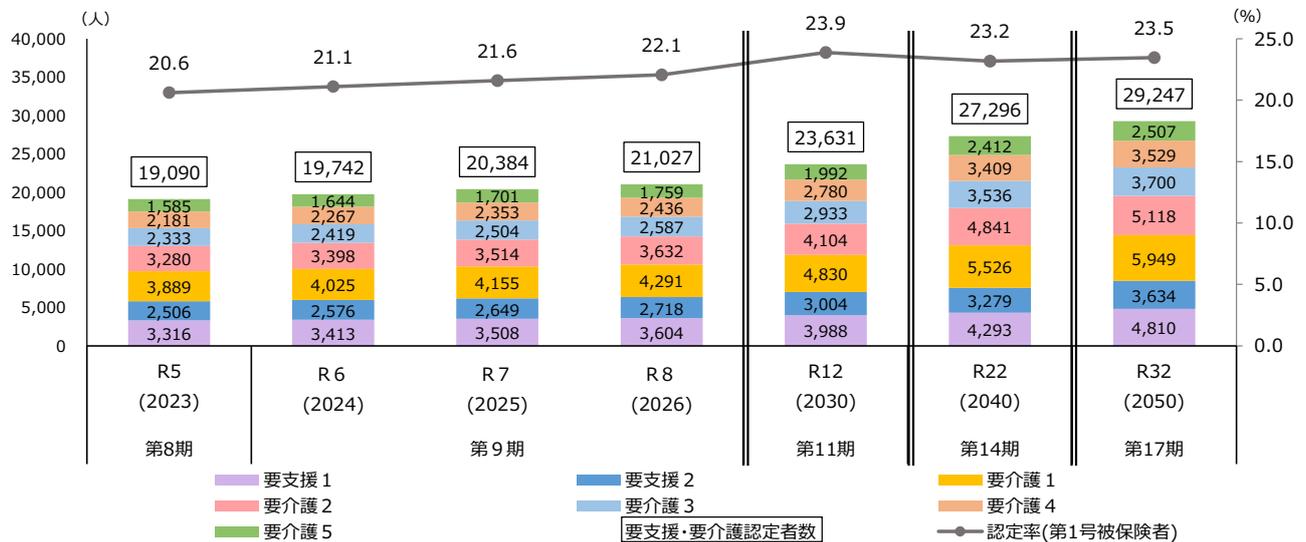


※ 施設サービスに係る介護給付費の負担割合は、国負担金 15%、大阪府負担金 17.5%。

3 要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、2030年には23,631人、2040年には27,296人、2050年には29,247人になると見込んでいます。

【要介護度別 要支援・要介護認定者数の推計】



※資料：2023年は厚生労働省「介護保険事業状況報告」（9月末日現在）による実績、2024年以降は地域包括ケア「見える化」システムによる推計。

4 介護保険サービスの見込み

(1) 介護保険サービスの利用見込（3年間の合計値）

サービス	単位	第9期 (2024-2026)	サービス	単位	第9期 (2024-2026)
訪問介護	回	6,229,983	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	5,472
訪問入浴介護	回	31,989	夜間対応型訪問介護	人	0
訪問看護	回	1,246,926	地域密着型通所介護	回	460,344
訪問リハビリテーション	回	140,137	認知症対応型通所介護	回	47,513
居宅療養管理指導	人	154,932	小規模多機能型居宅介護	人	6,324
通所介護	回	948,936	認知症対応型共同生活介護	人	12,816
通所リハビリテーション	回	265,936	地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0
短期入所生活介護	日	239,177	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人	10,092
短期入所療養介護（老健）	日	29,059	看護小規模多機能型居宅介護	人	2,520
福祉用具貸与	人	244,152	介護老人福祉施設	人	44,724
特定福祉用具購入費	人	3,948	介護老人保健施設	人	27,360
住宅改修費	人	2,736	介護医療院	人	360
特定施設入居者生活介護	人	23,292			
居宅介護支援	人	330,840			

(2) 介護予防サービスの利用見込
(3年間の合計値)

		第9期 (2024-2026)
介護予防訪問入浴介護	回	318
介護予防訪問看護	回	184,250
介護予防訪問リハビリテーション	回	29,347
介護予防居宅療養管理指導	人	12,408
介護予防通所リハビリテーション	人	10,020
介護予防短期入所生活介護	日	4,581
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日	0
介護予防福祉用具貸与	人	69,756
特定介護予防福祉用具購入費	人	1,236
介護予防住宅改修	人	1,656
介護予防特定施設入居者生活介護	人	3,192
介護予防支援	人	88,176
介護予防認知症対応型通所介護	回	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	228
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0

(3) 高齢者安心・自信サポート事業の利用見込
(2024年から2026年の推移)

		第9期 (2024→2026)
訪問型サポートサービス	人	1,551→1,634
訪問型短期集中サポートサービス	人	6→6
通所型サポートサービス	人	1,828→1,926
通所型入浴サポートサービス	人	3→廃止予定
介護予防ケアマネジメント	人	1,680→1,770

高齢者安心・自信サポート事業は、
地域支援事業の「介護予防・日常生活
支援総合事業」に含まれます

介護保険給付費

【標準給付費】

- 総給付費(居宅サービス費、地域密着型サービス費、施設サービス費)ほか

【地域支援事業費】

- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 包括的支援事業 ほか

5 地域密着型サービス事業所の必要整備数

第9期計画(2024-2026)における地域密着型サービス事業所の必要整備数を下表のとおり見込みます。なお、地域密着型サービスの整備にあたっては、サービスの提供がされることを優先するため、必ずしも圏域にこだわらず、全市域での柔軟な整備に努めます。

【地域密着型サービス事業所の必要整備数】

		ア	イ	ウ
		認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)※1	看護小規模多機能型 居宅介護	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
①	JR以南			
②	片山・岸部			
③	豊津・江坂・南吹田			
④	千里山・佐井寺	1か所		1か所
⑤	山田・千里丘			
⑥	千里NT・万博・阪大		1か所	
必要整備数合計		1か所	1か所	1か所

※1 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)については、3ユニット(共同生活住居)の整備を見込んでいます。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)については、新規整備分(第8期計画選定分)や既存施設等での待機者解消が見込まれるため、新たな整備は見込んでいません。

※夜間対応型訪問介護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等で必要な供給量を補えることから、新たな整備は見込んでいません。

※小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護については、既存事業所の利用定員数により、必要な供給量を補えることから、新たな整備は見込んでいません。

※地域密着型通所介護の指定については、サービスの利用状況等を踏まえて検討していきます。

6 介護保険給付費の見込額

単位：千円

	第9期			第14期	第17期
	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)	R32 (2050)
①標準給付費見込額	30,675,445	31,998,332	32,999,867	44,514,437	46,671,407
総給付費	29,135,965	30,406,519	31,357,902	42,506,558	44,580,457
居宅サービス費	17,736,050	18,422,075	19,185,472	25,300,287	26,678,654
地域密着型サービス費	4,235,734	4,732,481	4,920,467	6,392,336	6,648,505
施設サービス費	7,164,181	7,251,963	7,251,963	10,813,935	11,253,298
特定入所者介護サービス費等 給付額	556,664	575,494	593,648	724,473	754,446
高額介護サービス費等給付額	849,262	878,133	905,832	1,103,297	1,148,943
高額医療合算介護サービス費 等給付額	107,632	111,364	114,829	145,151	151,156
算定対象審査支払手数料	25,922	26,821	27,656	34,958	36,405
②地域支援事業費	1,950,933	2,024,589	2,097,923	2,451,151	2,701,302
介護予防・日常生活支援総合 事業費	1,280,280	1,328,996	1,377,500	1,633,304	1,831,948
包括的支援事業（地域包括 支援センターの運営）及び任意 事業費	608,148	631,378	654,507	742,255	787,335
包括的支援事業（社会保障 充実分）	62,505	64,214	65,916	75,592	82,019
合計（①+②）	32,626,378	34,022,921	35,097,790	46,965,588	49,372,709

※資料：地域包括ケア「見える化」システムにより推計。単位は年度。
 ※千円未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

7 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険料の算定

給付費見込額（2024年度～2026年度）

1,017億4,708万円

給付費見込額（1,017億4,708万円）の23% 234億183万円
 + 調整交付金相当額（標準給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費見込額の5%）49億8,302万円
 - 調整交付金見込額（標準給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費見込額の約3.7%）37億2,105万円
 + 市町村特別給付費等（介護保険料減免見込額）3,059万円
 - 介護保険給付費準備基金取崩額 30億円
 - 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 1億8,750万円

第1号被保険者（65歳以上の被保険者）負担額
 （2024年度～2026年度）

215億689万円

第1号被保険者（65歳以上の被保険者）負担額 ÷ 予定保険料収納率 217億4,610万円
 ÷ 弾力化後所得段階別加入割合補正後被保険者数

介護保険料（基準額）の算出

年額 75,360円

月額 6,280円

※弾力化後所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、第1号被保険者数を各所得段階別の分布状況により補正した人数です。
 ※本計画での給付費等の伸びによる自然体で推計した結果、2050年度の保険料（基準額）は月額9,600円程度となります。

(2) 所得段階別保険料額

所得の低い方に配慮した保険料率及び公平性に配慮したきめ細かな所得段階の設定を行いました。第1段階～第3段階の保険料について、現在の給付費の5割の公費負担とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減の強化を図っています。

所得段階 (保険料率)	対象者		保険料	
			年額	月額
第1段階 (基準額×0.455) ※1【基準額×0.285】	市民税非課税世帯	(1)生活保護を受給している方 (2)本人が老齢福祉年金を受給している方 (3)本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額※2の合計が80万円以下の方	34,289円 ※1【21,478円】	2,857円 ※1【1,790円】
第2段階 (基準額×0.65) ※1【基準額×0.45】		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	48,984円 ※1【33,912円】	4,082円 ※1【2,826円】
第3段階 (基準額×0.68) ※1【基準額×0.675】		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方	51,245円 ※1【50,868円】	4,270円 ※1【4,239円】
第4段階 (基準額×0.875)	税非課税 本人が市民	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	65,940円	5,495円
第5段階 (基準額)		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える方	75,360円	6,280円
第6段階 (基準額×1.075)	市民税課税世帯 本人が市民税課税	合計所得金額が60万円未満の方	81,012円	6,751円
第7段階 (基準額×1.1)		合計所得金額が60万円以上100万円未満の方	82,896円	6,908円
第8段階 (基準額×1.125)		合計所得金額が100万円以上120万円未満の方	84,780円	7,065円
第9段階 (基準額×1.175)		合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	88,548円	7,379円
第10段階 (基準額×1.3)		合計所得金額が160万円以上210万円未満の方	97,968円	8,164円
第11段階 (基準額×1.57)		合計所得金額が210万円以上260万円未満の方	118,315円	9,860円
第12段階 (基準額×1.6)		合計所得金額が260万円以上320万円未満の方	120,576円	10,048円
第13段階 (基準額×1.85)		合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	139,416円	11,618円
第14段階 (基準額×2.1)		合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	158,256円	13,188円
第15段階 (基準額×2.3)		合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	173,328円	14,444円
第16段階 (基準額×2.5)		合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	188,400円	15,700円
第17段階 (基準額×2.7)		合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	203,472円	16,956円
第18段階 (基準額×2.9)		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	218,544円	18,212円
第19段階 (基準額×3.2)		合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の方	241,152円	20,096円
第20段階 (基準額×3.5)	合計所得金額が2,500万円以上	263,760円	21,980円	

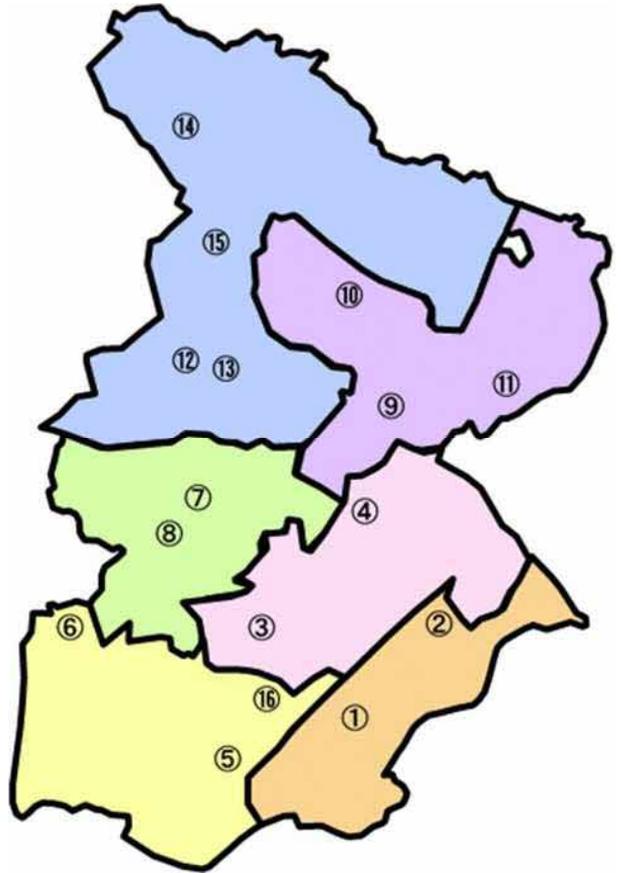
※1 国より示された低所得者の第1号被保険者の軽減強化を実施後の保険料率と金額です。第1号被保険者の実負担額を【】内に示しています。

※2 介護保険料の段階決定に使用する合計所得金額は、税法上の合計所得金額と異なります。

あなたのお住まいを担当する地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための身近な相談窓口として、市内に16か所（基幹型1か所含む）設置しています。

①吹一・吹六地域包括支援センター 内本町2-2-12 内本町コミュニティセンター内	☎06-6317-5461
②吹三・東地域包括支援センター 幸町22-5 ハビネスさんあい内	☎06-4860-8338
③片山地域包括支援センター 山手町1-1-1 高寿園内	☎06-6310-7112
④岸部地域包括支援センター 岸部北1-24-2 ウェルハウス協和内	☎06-6310-8626
⑤南吹田地域包括支援センター 穂波町21-23-103	☎06-6155-5114
⑥豊津・江坂地域包括支援センター 江坂町4-20-1 エバグリーン内	☎06-6310-9705
⑦千里山東・佐井寺地域包括支援センター 千里山高塚2-11	☎06-6386-5455
⑧千里山西地域包括支援センター 千里山西1-41-15 コート千里山西Ⅲ	☎06-6310-8060
⑨亥の子谷地域包括支援センター 山田西1-26-20 亥の子谷コミュニティセンター内	☎06-4864-8551
⑩山田地域包括支援センター 山田東2-31-5 グループホームたんぼぼ内	☎06-6155-5089
⑪千里丘地域包括支援センター 長野東12-32 ケア21千里丘内	☎06-6876-5021
⑫桃山台・竹見台地域包括支援センター 津雲台1-2-1 千里ニュータウンプラザ5階	☎06-6873-8870
⑬佐竹台・高野台地域包括支援センター 佐竹台2-3-1 青藍荘内	☎06-6871-2203
⑭古江台・青山台地域包括支援センター 古江台3-9-3 シャロン千里内	☎06-6872-0507
⑮津雲台・藤白台地域包括支援センター 津雲台4-7-2 介護老人保健施設つくも内	☎06-7654-5350
⑯基幹型地域包括支援センター 泉町1-3-40 吹田市役所内	☎06-6384-1360 06-6384-1375



休日や夜間の相談は高齢者サポートダイヤルへ

地域包括支援センターの窓口は平日午前9時から午後5時半まで。その他の時間帯は、下記の高齢者サポートダイヤルが、専門の相談員（看護師やケアマネジャー等）により、高齢者やその家族からの介護・健康・医療等の相談に応じます。



0120-256594

にっこりろうごのくらし

平日(午後5時30分)～翌朝午前9時
土・日・祝・年末年始は24時間

第9期吹田健やか年輪プラン（概要版）
（吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

令和6年（2024年）3月

発行 吹田市福祉部高齢福祉室
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
電話 06-6384-1231（代表）



この冊子は2,000部印刷し、一部あたりの単価は134円です。